

2023年8月10日

各 位

ENEOSホールディングス株式会社

公募ハイブリッド社債（劣後特約付社債）発行に関するお知らせ

当社（社長：齊藤 猛）は、本日、発行上限を1,000億円とする公募形式によるハイブリッド社債（劣後特約付社債）（以下、「本社債」）の発行に関する訂正発行登録書を関東財務局長に提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本社債発行の目的および背景

当社は、脱炭素・循環型社会に向けた変化の速度が一層加速する中、『エネルギー・素材の安定供給』と『カーボンニュートラル社会の実現』との両立に向け挑戦します。」を新たな長期ビジョンとして定め、2040年度に向けたマイルストーンとして「第3次中期経営計画（2023－2025年度）」（2023年5月公表）を策定しました。この長期ビジョンには、エネルギー・素材の安定的な供給という「今」の責任を果たしながら、エネルギー・トランジションを通じて「将来」もその責任を果たし続けていくことで、カーボンニュートラル社会の実現に貢献し、当社グループの企業価値最大化を図っていくとの想いを込めています。当社は本中計期間をエネルギー・トランジションにおける重要な期間と位置づけており、確かな収益の礎の確立や経営基盤の強化に加え、成長戦略とキャッシュフローを重視した投資戦略の実行により、エネルギー・トランジション実現への取り組みを加速して参ります。

財務健全性を維持しつつ、トランジションに向けた成長投資を行っていくにあたり本社債は最適な資金調達手段であると判断し、このたび、発行を決定しました。

2. 本社債の特徴

本社債は、資本と負債の中間的な性質を持ち、負債であることから株式の希薄化は発生しない一方、利息の任意繰延、超長期の償還期限、清算手続および倒産手続における劣後性等、資本に類似した性質および特徴を有しております。このため、当社では株式会社格付投資情報センターおよび株式会社日本格付研究所（以下、「格付機関」）より発行額の50%に対して資本性の認定を受けることを見込んでおります。

なお、当社は、本社債の満期償還日以前に本社債を償還または買入れにより取得（以下、「期限前償還等」）する場合は、期限前償還等以前12カ月間に、普通株式または格付機関から本社債と同等以上の資本性が認定される証券もしくは債務（以下、「借換証券」）により、資金調達を行うことを想定しています。ただし、本社債の初回任意償還日以降に期限前償還等をする際は、自己資本の蓄積を進めて十分な財務基盤を構築し、本社債の発行時点より十分に資本が積み上がる等の一定の条件下では、借換証券による資金調達を見送る可能性があります。

本社債の概略につきましては、本日付で関東財務局長に提出した訂正発行登録書をご参照ください。

3. 今後のスケジュール

本社債の共同主幹事として、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社およびSMBＣ日興証券株式会社を起用し、需要状況や金利動向等を総合的に勘案した上で、2023年9月中旬に発行金額等の条件を決定する予定です。詳細については、決定次第すみやかにお知らせします。

(注) この文書は、当社の公募ハイブリッド社債（劣後特約付社債）の発行に関して一般に公表するための発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。

以 上